

国による子どもの医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出について

厚生労働省が発表している2011年度合計特殊出生率は1.39人であり人口を維持する2.08人への回復は依然として困難で、危機的な水準を推移しています。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

児童期までの子どもは病気にもかかりやすく、アトピー性皮膚炎、小児喘息など増加しており、病気の早期発見、早期治療を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要であります。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する対策として、医療費助成制度は公的医療保険制度を補完する制度として、全国の多くの自治体でサービス内容に格差はあれ、子どもの医療費助成制度は大きな役割を果たしています。

このような地方自治体の施策を一層充実させ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現のために、国による支援が不可欠であります。

よって、政府におかれましては、子育てしやすい環境の社会実現のため、義務教育終了までの子どもに対する医療費無料化制度を国の制度として創設されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年 9 月 1 8 日

近江八幡市議会議長 井狩 光男

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛